

令和7年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員
採用試験 受験案内

○なかよし学級指導員

令和8年2月2日
米子市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	勤務地
なかよし学級指導員	3名程度	市内の小学校並びに車尾及び淀江児童館に設置のなかよし学級に勤務します。

【受付期間】

令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前9時00分～午後5時00分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月20日（金）午後5時必着とします。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
応募者に別途お知らせします。 申込後、随時試験を実施します。	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 (米子市錦町1丁目139番地3) ※くわしくは、応募者に別途お知らせします。

予算編成や予算の議決の状況等によっては、採用にならない場合があります。

1 募集職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
なかよし学級指導員	3名程度	<ul style="list-style-type: none">・ なかよし学級に勤務し、児童の放課後の安全確保を図るとともに、適切な遊び及び生活の場を与え、自主性及び社会性の向上、基本的な生活習慣を確立するための支援を行います。・ 庶務（担当課への報告書作成・連絡、電子機器による児童の出欠確認等）・ 保護者及び学校との連携を図り、児童の健全育成に関する相談の対応及び助言などを行います。・ 災害、事故など緊急時の対応を行います。

2 受験資格

試験区分	資 格
なかよし学級指導員	<p>次のいずれかに当てはまる方</p> <p>1 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者</p> <p>2 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者</p>

ただし、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法及び内容

区 分	配 点	試 験 の 内 容	解 答 時 間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

- 応募のあった方から随時試験を行います。
- なお、作文試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
- 採用予定人員を確保できた場合、受付期間内でも受験受付を終了する場合があります。

4 受験手続

区分	内 容
提出書類	<p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部</p> <p>・受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。</p>
申込先	<p>米子市こども総本部こども施設課 (ふれあいの里1階) 〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 電話 (0859)23-5441</p> <p>[郵送で申し込む場合] 封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- くわしいことは、米子市こども総本部こども施設課にお尋ねください。

5 試験結果の発表

発表時期	発表の方法
随時	随時、受験者に対し、郵送又は電話により通知します。

6 採用予定日

令和8年4月1日

7 勤務条件

区分	内 容
報酬	<p>報酬は、</p> <p>月額 126, 322円(高卒以下) 月額 133, 354円(短大卒) 月額 141, 548円(大学卒)</p> <p>このほかに通勤手当相当の額、期末・勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。</p>
勤務形態	<p>勤務時間は、1週間当たり25時間です。(長期休業中は1週間当たり28時間とする。)</p> <p>下記の勤務時間の中でシフトにより割り振られます。</p> <p>状況に応じて時間外労働を行う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なかよし学級の勤務時間 ○ 授業日(通常) 午後2時から午後6時45分 ○ 振替休業日及び長期休業 午前8時から午後6時45分 ○ 土・日曜日(年10回〈学校行事日を含む〉) 午前8時から午後6時45分 <p>学校行事日は、行事終了後から午後6時45分</p>
任期	<p>任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。</p> <p>○任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。</p> <p>(職の改廃等がある場合を除く。)</p> <p>○再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。</p>
その他	健康保険(鳥取県市町村職員共済組合)、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○地方公務員法が適用されます。

○届出により他の職(アルバイト等)に従事することができます。

○採用時までに給与改定・制度改革があった場合は、それによります。